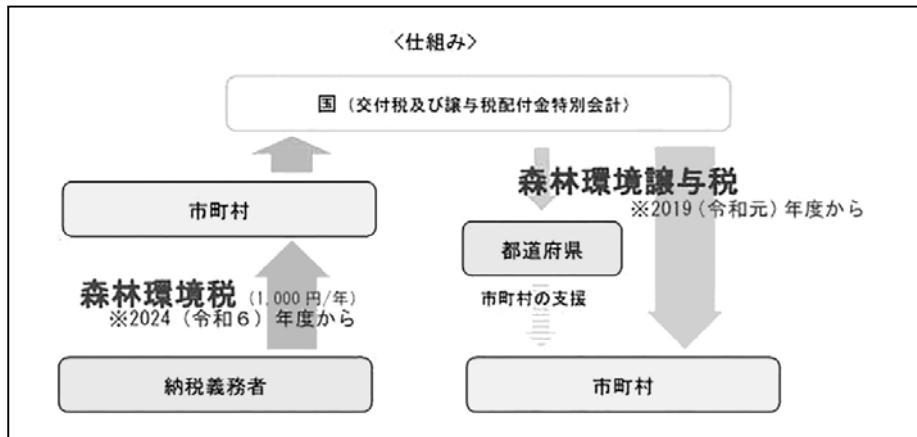


森林環境税および森林環境譲与税が創設されました

平成31年3月に、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

森林環境税の税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。制度の詳細は林野庁、総務省のPDFをご覧ください。



出典：総務省PDF

1. 森林環境税の課税が始まります

個人市・県民税の均等割額については、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年額1,000円（市500円、県500円）が加算されています。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに森林環境譲与税の財源となる、森林環境税（年額1,000円）が導入されます。

	令和5年度まで	令和6年度以降	
国 税	森林環境税	—	1,000円
県民税	個人住民税	1,500円	1,000円
市民税	均等割	3,500円	3,000円
計	5,000円	5,000円	



市森づくり課



林野庁



総務省

2. 森林環境譲与税とその用途について

森林環境税の課税に先行して、令和元年度から各都道府県・市区町村に森林環境譲与税が譲与されています。森林環境譲与税は、市区町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てられることとされています。

市では、本譲与税を活用し、森林経営管理制度による森林整備を秩父地域森林林業活性化協議会と連携して進めているほか、森林管理道の側溝清掃、自伐型林業等の林業担い手の育成、木育や森林環境教育などの木材利用・普及啓発等に活用しています。

用途の詳細については、市PDFをご覧ください。

問 森林環境税に関すること

市民税課 ☎ 22-2209

森林環境譲与税に関すること

森づくり課 ☎ 22-2369

上場株式等の配当所得や譲渡所得がある方へ

課税方式が変わります

令和5年度（令和4年分）の上場株式等の配当所得および譲渡所得等の申告については、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択ができましたが、令和6年度の個人住民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を一致させることになりました。

この改正により、所得税で上場株式等の配当所得および譲渡所得等の確定申告をすると、これらの所得が個人住民税においても、合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。

扶養控除、配偶者控除の適用や個人住民税の非課税判定のほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、また、各所行政サービスに影響がでる場合がありますので、ご注意ください。

※申告者にとってどの課税方式が有利なのかご案内することはできかねます。

問 市民税課 ☎ 22-2209

ご寄付ありがとうございました

次の方から、社会福祉のために寄付をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。（令和5年11月）

▶11月1日、秩父歌踊愛好会（強矢信一代表）様から、30,000円

令和6年度 市・県民税申告受け付け・相談日程表

会場の混雑が予想されますので、郵送・電子申告による申告書の提出をお願いします。申告資料をお預かりして申告書控えと一緒に後日返送するという対応を取ることがあります。(申告方法に関する詳細は、市報2月号に掲載します)

※大雪などの悪天候により、日程に変更が生じる場合があります。

※混雑緩和のため、受け付け地区を指定させていただきますが、指定日に来られない方は、以下のご都合の良い日程・会場をご利用ください。また、イベントなどの開催状況により、駐車場が混み合う場合がありますので、ご了承ください。

市民税課市民税担当 ☎ 22-2209
各総合支所市民福祉課
吉田 ☎ 77-1113
大滝 ☎ 55-0101
荒川 ☎ 54-2111

秩父地区 (※地区公民館では申告受け付けをしませんのでご注意ください)		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(金)	市民会館2階 第1会議室 ・ 第2会議室 ※市役所本庁舎 の正面玄関から お入りくださ い。	久那地区
2/19(月)		宮本・大沼・八幡・巴
2/20(火)		栄・旭・浦山
2/21(水)		上山田・中山田・下山田
2/22(木)		上寺尾・蒔田・田村・栃谷本・栃谷
2/26(月)		中寺尾・下寺尾・定峰
2/27(火)		太田・伊古田・品沢・堀切・小柱
2/28(水)		上黒谷・下黒谷
2/29(木)		諏訪
3/1(金)		宮崎・大野原
3/4(月)		桜木町・金室町・柳田町・阿保町
3/5(火)		大畑町・滝の上町・上宮地町
3/6(水)		中宮地町・下宮地町・相生町・別所
3/7(木)		東町・道生町・近戸町・永田町
3/8(金)		本町・中村町
3/11(月)	野坂町・熊木町・宮側町・番場町・上野町	
3/12(火)	日野田町・上町・中町	
3/13(水)		
3/14(木)		該当日に都合のつかない方
3/15(金)		

吉田地区		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(金)	吉田総合支所 ※原則申告書類 をお預かりし、 後日申告書を 郵送させてい た だ き ま す。	吉田阿熊
2/19(月)		吉田久長 (久長上)
2/20(火)		吉田久長 (久長元・藤頼)
2/21(水)		下吉田 (取方)
2/22(木)		下吉田 (桜井)
2/26(月)		下吉田 (本町・上町・仲町)
2/27(火)		下吉田 (新志・藤沢・関小暮)
2/28(水)		下吉田 (新田原)
2/29(木)		下吉田 (上野釜の上赤柴・橋倉)
3/1(金)		下吉田 (布里田中・矢畑)
3/4(月)		下吉田 (井上)
3/5(火)		下吉田 (椋本)
3/6(水)		下吉田 (椋本)・吉田石間・吉田太田部
3/7(木)		上吉田 (塚越・明ヶ平)
3/8(金)		上吉田 (小川・女形)
3/11(月)	上吉田 (中島・千鹿谷・久形・女部田・大波見・小川戸)	
3/12(火)	上吉田 (石間戸・大棚部・宮戸)	
3/13(水)		
3/14(木)		該当日に都合のつかない方
3/15(金)		

大滝地区			
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)		
と き	申告受付会場	申告受付対象地区	
2/16(金)	大滝総合支所	予約制 (☎55-0101) 該当日に都合のつかない方	
2/19(月)			
2/20(火)			
2/21(水)			
2/22(木)			
2/26(月)		麻生区、寺井区、上中尾区、栃本区、川又区	
2/27(火)		巢場区、大血川区、大達原区、落合区	
2/28(水)		強石区、大輪区、神岡区	
2/29(木)		鶉平区、小双里区、中双里区、中津川区	
3/1(金)		三十穂区、大久保区、二瀬区、三峰区	
3/4(月)			
3/5(火)			
3/6(水)			
3/7(木)			
3/8(金)			該当日に都合のつかない方
3/11(月)			
3/12(火)			
3/13(水)			
3/14(木)			
3/15(金)			

荒川地区		
受付時間	いずれも午前9時～午後4時 (最終受け付け:午後3時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(金)	荒川総合支所	名水久那 (久那)
2/19(月)		石原 (下石原・上石原2区)
2/20(火)		石原 (上石原1区・上石原3区・上田野北県住)
2/21(水)		若御子 (栃久保・船川)
2/22(木)		若御子 (糺屋)
2/26(月)		若御子 (越・上田野県住)
2/27(火)		上田野 (事上・上半縄)
2/28(水)		上田野 (下半縄)
2/29(木)		上田野 (坂口)
3/1(金)		荒川日野 (芦川・寺沢)
3/4(月)		荒川日野 (下日野)
3/5(火)		荒川中央 (大塚・松葉・小野原・鷺ノ巣・柴原・皆谷原住宅)
3/6(水)		下白久 (豆早原・橋場・原)
3/7(木)		上白久 (青梅・上サ)
3/8(金)		上白久 (中野・白久住宅)
3/11(月)	日向 (上平・反平・下郷・上郷)	
3/12(火)	贅川 (猪鼻・町分・古池・大指)	
3/13(水)		
3/14(木)		該当日に都合のつかない方
3/15(金)		

令和6年度 市・県民税申告受け付け

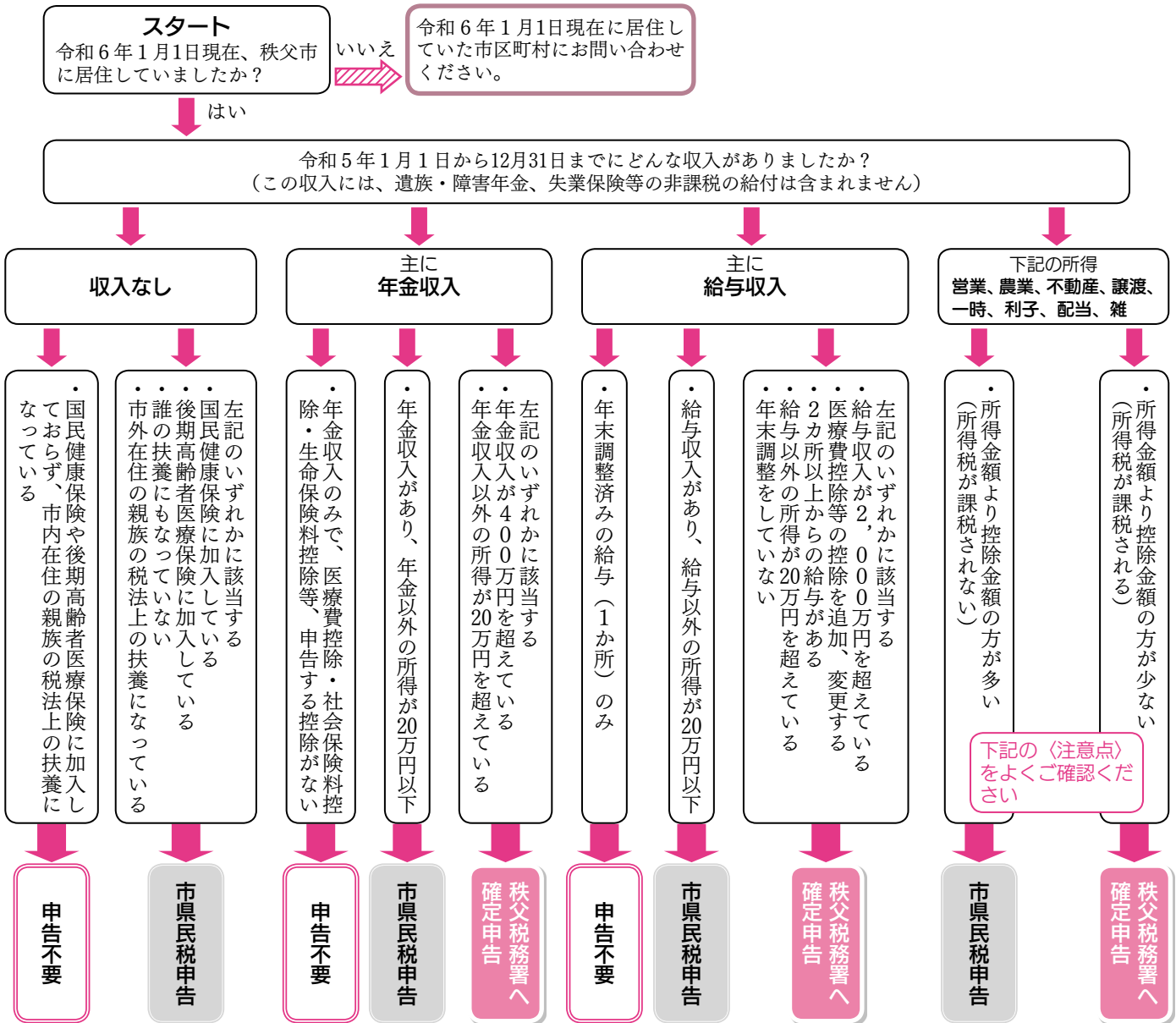
市・県民税
申告準備を
お忘れなく！



この申告は、令和6年度の市・県民税(個人住民税)を算定するための基礎資料となります。
また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要となりますので、以下のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

〈申告受付期間〉 2月16日(金)～3月15日(金)

わたしは申告が必要？市・県民税申告フローチャート



〈注意点〉このフローチャートは、一般的な例を示しています。土地建物・株式等の所得、青色申告、損失の繰越申告、住宅借入金等特別控除等の住宅関連控除(初年度)、外国税額控除の確定申告や消費税、贈与税、相続税の申告については、秩父税務署へ相談・申告してください。また、控除額が所得より大きい場合は、市・県民税の申告のみとなる場合もあります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、公的年金等のうち外国で支払われる年金など源泉徴収の対象とならないものについては、公的年金の収入が400万円以下であっても、確定申告が必要です。

また、**確定申告が不要の方でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させる場合には、市・県民税の申告が必要です。**

問 市民税課市民税担当 ☎ 22-2209

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 77-1113 大滝 ☎ 55-0101 荒川 ☎ 54-2111

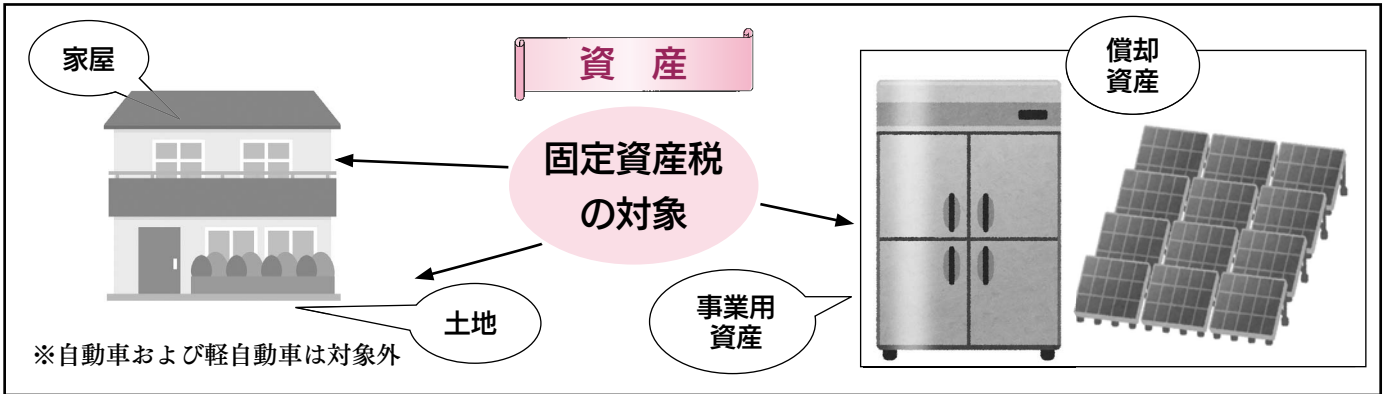
償却資産（固定資産税）の申告はお早めに！



市内に事業用資産をお持ちの方は1月31日(水)までに申告が必要です。

Q. 償却資産とは何ですか？

A. 土地や家屋以外の事業用資産です。



Q. 償却資産の対象になるものは何ですか？

A. 会社や個人が事業のために所有している構築物、機械・装置、器具・備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの(例)

小売店	飲食店	不動産業	理容・美容業	建設業
<ul style="list-style-type: none"> 商品陳列ケース 陳列棚 冷蔵庫 など 	<ul style="list-style-type: none"> 接客用家具・備品 厨房設備 冷蔵庫 など 	<ul style="list-style-type: none"> アスファルト舗装 屋外給排水設備 外灯、門扉 など 	<ul style="list-style-type: none"> パーマ器 消毒殺菌器 洗面設備 など 	<ul style="list-style-type: none"> ブルドーザー パワーショベル ポンプ など

対象 市内に事業用資産をお持ちの方

提出期限 1月31日(水) ※下記窓口・郵送または電子申告 (eLTAX) にて

提出場所 本庁舎1階資産税課または各総合支所市民福祉課



過疎地域における固定資産税の課税免除



主な要件

- 家屋（事業用家屋）、償却資産（機械および装置）
令和3年4月1日以降に取得した直接事業の用に供するもので、取得価額が下記の表の要件を満たすもの
- 土地
上記の家屋の直接事業に供する敷地部分（取得日から1年以内に家屋が着工された場合に限る）

対象

青色申告を提出する個人または法人

対象地域 吉田・大滝・荒川地域全域

申請期限 1月31日(水)

申請場所 資産税課

適用期間

新たに課税することとなる年度から3年度

資産税課 ☎ 25-6076

対象業種	個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人	資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人	資本金の額等が1億円超の法人
製造業	500万円以上	1,000万円以上 ※	2,000万円以上 ※
旅館業			
農林水産物等販売業		500万円以上	500万円以上
情報サービス業等			

※資本金額が5,000万円を超える法人は、新設または増設に限る。

令和5年分 確定申告の申告期間および相談・受け付けについて

○所得税等

2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝日を除く)

○消費税および地方消費税

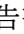
2月16日(金)～4月1日(月) (土・日・祝日を除く)

税務署への来署による申告の場合、混雑緩和のため、LINEによる事前予約が必要です。(会場に当日入場整理券もご用意しますが、数に限りがあります。)

税務署ではスマートフォンを使用した確定申告を推進しておりますので、スマートフォンをご持参ください。

マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告!

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)があれば、確定申告会場に向くことなく、国税庁  「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。

国税の納付はキャッシュレスで! ～金融機関等へのお出掛け不要～

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付のほか、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付
- ・振替納税
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付(納付額に応じた手数料がかかります)
- ・スマホアプリ納付

窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めします。

問 国税に関する一般的なご相談

→ 国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901



動画で見る
確定申告



確定申告書
作成コーナー



マイナポータル
連携



国税庁LINE
公式アカウント
(LINE予約等)

税についての作文・税に関する中学生の標語入賞作品を展示中

秩父地区納税貯蓄組合連合会、秩父郡市租税教育推進協議会および秩父税務署では、税の関心を高め正しい知識を深めることを目的として、中学生・高校生を対象に作文を募集しました。本年度もたくさんのお応募がありました。

「税についての作文」および秩父税務署管内国税モニター会主催「税に関する中学生の標語」の入賞作品を、秩父税務署2階に掲示しています。ぜひご覧ください。

※「税に関する中学生の標語」の入賞作品の一部は、12月号14ページで紹介しています。

税についての中学生・高校生の作文入賞者

受賞名	学校名	学年	題名	氏名
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	3	税金というヒーロー	加藤康太郎
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	尾田蒔中学校	1	税金のありがたさ	小池 史紘
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	3	「いつか」の自分の為にも	新井 愛理
秩父税務署長賞	秩父第二中学校	2	税金があることで	金室 雄仁
埼玉県秩父県税事務所長賞	秩父第二中学校	2	少子高齢化社会	大川 詩月
秩父地区納税貯蓄組合連合会会長賞	荒川中学校	3	みんなのために	宮元 雅輝
秩父郡市租税教育推進協議会会長賞	高篠中学校	2	2%の消費税で変える未来	眞尾 日穂
秩父税務署管内税務協力会会長賞	大田中学校	2	税金のありがたさ	渡邊 惺南
埼玉県租税教育推進協議会会長賞	秩父農工科学高等学校	1	税の大切さ	高橋 華
秩父税務署長賞	秩父農工科学高等学校	1	有意義な税金	高橋穂乃花

税の申告に使えます！ 社会保険料控除のご案内

令和5年中に納めた国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料は、所得税や市県民税の申告等で「社会保険料控除」として使用できます。なお、申告の際には次の書類が必要です。

申告の際に必要な書類

対象	必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税を納めた方 介護保険料を納めた方のうち65歳以上の方 後期高齢者医療保険料を納めた方 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金から特別徴収（天引き）されている方（本人のみ）： 年金保険者から1月下旬に送付される「公的年金等の源泉徴収票」 ○納入通知書で納付の方（負担者）：各個人で保管している「領収書」 ○口座振替で納付の方（負担者）： 市から1月下旬に送付される「口座振替分の納付済通知書」

年金から特別徴収（天引き）されている以外の方で、1年間の納付額が不明の場合、保険料（税）の証明書を発行いたします。本人または同一世帯の方（代理人の場合は委任状などが必要）が、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参の上、次の窓口で申請してください。

市で発行できる証明書

証明書の種別	申請する窓口
①国民健康保険税納付額確認書	納税課（本庁舎1階13番窓口）☎22-2210 各総合支所市民福祉課 吉田☎77-1113 大滝☎55-0863 荒川☎54-2115
②介護保険料納付額確認書	高齢者介護課（本庁舎1階7番窓口）☎25-5205 ※介護保険被保険者証を持参してください。 各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0865 荒川☎54-2111
③後期高齢者医療保険料納付証明書	保険年金課（本庁舎1階2番窓口）☎25-5201 ※後期高齢者医療保険証を持参してください。 各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2395

※①～③の証明書は、電話申請によりご自宅への郵送も可能ですが、発送は後日となります。

障害者控除認定書を 交付します

65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けている方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書を所得税の確定申告または住民税の申告をする際に添付していただくことにより、所得控除を受けることができます。

対象 認定基準日（※）時点で、65歳以上の方のうち「要支援2」または「要介護1から5」の認定を受けている方

※令和5年分の場合、令和5年12月31日（ただし、対象年中に死亡した場合はその死亡日）

申請方法 本人または代理の方が本人確認書類（運転免許証等）を持参の上、下記の窓口へ

☎高齢者介護課☎25-5205

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。（厚生年金保険に加入している方を除きます）20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、市役所保険年金課、または秩父年金事務所でお手続きをしてください。

国民年金のポイント

◆将来の大きな支えになります

国が責任を持って運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけではありません

国民年金には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気やけがで障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

☎秩父年金事務所☎27-6560

保険年金課国民年金担当☎25-5201

各総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2395